

芦屋市訪問型サービス(現行相当:みなし指定)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位					
種類	項目									
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅰ)	1,168単位	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,168	1月につき		
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	1日につき		
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,051			
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	736			
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割	ロ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅱ)	2,335単位	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	38	1日につき		
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27			
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34			
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24			
A1	1211	訪問型サービスⅡ				ハ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅲ)	77単位		要支援2(週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635						
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102						
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472						
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	1日につき					
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54						
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69						
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49						
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ニ 特別地域加算	3,704単位	要支援2(週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	3,704	1月につき		
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593			
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334			
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334			
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	122		1日につき	
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85			
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110			
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77			
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算				所定単位数の 15%加算				1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算				1日につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき					
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 10%加算	1日につき					
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき					
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	所定単位数の 5%加算		1日につき					
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき				
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100					
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算						
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算						
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算						
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算						
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算						

芦屋市訪問型サービス(現行相当:平成27年4月1日以降指定)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,168	1月につき
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,051	
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	736	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	38	1日につき
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34	
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,335	1月につき
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102	
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	3,704	1月につき
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	122	1日につき
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		

芦屋市通所型サービス(現行相当:みなし指定)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
A5 1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき		
A5 1112	通所型サービス1日割			54単位			54	1日につき
A5 1121	通所型サービス2		要支援2	3,377単位				
A5 1122	通所型サービス2日割			111単位			111	1日につき
A5 8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき			
A5 8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき		
A5 6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		1月につき	
A5 6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1			376単位減算		-376
A5 6106	通所型サービス同一建物減算2		要支援2		752単位減算	-752		
A5 5010	通所型生活上向グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		1月につき	
A5 5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算		225		
A5 5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		1月につき	
A5 5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算		150		
A5 5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的 サービス複数 実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善			480単位加算	480
A5 5007	通所型複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上		480単位加算	480	
A5 5008	通所型複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算		
A5 5009	通所型複数サービス実施加算 II		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700単位加算	700	
A5 5005	通所型サービス事業所評価加算			ト 事業所評価加算		120単位加算		120
A5 6107	通所型サービス提供体制強化加算 I 11	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I)イ	事業対象者・要支援1		72単位加算	72	
A5 6108	通所型サービス提供体制強化加算 I 12			要支援2		144単位加算		144
A5 6101	通所型サービス提供体制強化加算 I 21		(2) サービス提供体制強化加算 (I)ロ	事業対象者・要支援1		48単位加算	48	
A5 6102	通所型サービス提供体制強化加算 I 22			要支援2		96単位加算		96
A5 6103	通所型サービス提供体制強化加算 II 1		(3) サービス提供体制強化加算 (II)	事業対象者・要支援1		24単位加算	24	
A5 6104	通所型サービス提供体制強化加算 II 2			要支援2		48単位加算		48
A5 6100	通所型サービス処遇改善加算 I		リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の59/1000 加算		
A5 6110	通所型サービス処遇改善加算 II	(2) 介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の43/1000 加算				
A5 6111	通所型サービス処遇改善加算 III	(3) 介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の23/1000 加算				
A5 6113	通所型サービス処遇改善加算 IV	(4) 介護職員処遇改善加算(IV)		(3)で算定した単位数の 90% 加算				
A5 6115	通所型サービス処遇改善加算 V	(5) 介護職員処遇改善加算(V)		(3)で算定した単位数の 80% 加算				

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
A5 8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153		
A5 8002	通所型サービス1日割・定超			54単位			38	1日につき
A5 8011	通所型サービス2・定超		要支援2	3,377単位				
A5 8012	通所型サービス2日割・定超			111単位			78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
A5 9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,153		
A5 9002	通所型サービス1日割・人欠			54単位			38	1日につき
A5 9011	通所型サービス2・人欠		要支援2	3,377単位				
A5 9012	通所型サービス2日割・人欠			111単位			78	1日につき

芦屋市通所型サービス(現行相当:平成27年4月1日以降指定)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
A6 1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき		
A6 1112	通所型サービス1日割			54単位			54	1日につき
A6 1121	通所型サービス2		要支援2	3,377単位				
A6 1122	通所型サービス2日割			111単位			111	1日につき
A6 8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A6 8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A6 6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき		
A6 6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合		376単位減算	-376			
A6 6106	通所型サービス同一建物減算2			752単位減算	-752			
A6 5010	通所型生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100			
A6 5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225			
A6 5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150			
A6 5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150			
A6 5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480		
A6 5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A6 5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A6 5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700		
A6 5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120			
A6 6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		
A6 6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ12			要支援2	144単位加算	144		
A6 6101	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48		
A6 6102	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ22			要支援2	96単位加算	96		
A6 6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A6 6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2			要支援2	48単位加算	48		
A6 6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の59/1000 加算			
A6 6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の43/1000 加算			
A6 6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000 加算			
A6 6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A6 6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
A6 8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153		
A6 8002	通所型サービス1日割・定超			54単位			38	1日につき
A6 8011	通所型サービス2・定超		要支援2	3,377単位				
A6 8012	通所型サービス2日割・定超			111単位			78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
A6 9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,153		
A6 9002	通所型サービス1日割・人欠			54単位			38	1日につき
A6 9011	通所型サービス2・人欠		要支援2	3,377単位				
A6 9012	通所型サービス2日割・人欠			111単位			78	1日につき

芦屋市訪問型サービス(緩和した基準による訪問型サービス)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A3	1001	緩和基準訪問型サービスⅠ(1割負担)	イ 緩和した基準による訪問型サービス費(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度:5回まで)	200	1回につき
A3	1002	緩和基準訪問型サービスⅠ(2割負担)			200	
A3	1003	緩和基準訪問型サービスⅠ(3割負担)			200	
A3	1011	緩和基準訪問型サービスⅡ(1割負担)	ロ 緩和した基準による訪問型サービス費(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度:10回まで)	200	1回につき
A3	1012	緩和基準訪問型サービスⅡ(2割負担)			200	
A3	1013	緩和基準訪問型サービスⅡ(3割負担)			200	
A3	1021	緩和基準訪問型サービス初回加算(1割負担)	初回加算	200単位加算	200	1月につき
A3	1022	緩和基準訪問型サービス初回加算(2割負担)			200	
A3	1023	緩和基準訪問型サービス初回加算(3割負担)			200	

芦屋市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	430	1月につき
AF	2112	介護予防ケアマネジメントA+初回加算	ロ 介護予防ケアマネジメント費+初回加算	730	
AF	2113	介護予防ケアマネジメントA+小規模多機能連携加算	ハ 介護予防ケアマネジメント+小規模多機能連携加算	730	
AF	2114	介護予防ケアマネジメントA+初回加算+小規模多機能連携加算	ニ 介護予防ケアマネジメント+初回加算+小規模多機能連携加算	1,030	
AF	2115	介護予防ケアマネジメントB	イ 介護予防ケアマネジメント費	344	
AF	2116	介護予防ケアマネジメントB+初回加算	ロ 介護予防ケアマネジメント費+初回加算	644	